

# 地方自治体の基幹業務システムの 統一・標準化について

2022年5月

## デジタル庁

統括官（デジタル社会共通機能担当） 付参事官（地方業務システム基盤担当）  
浦上 哲朗

# 自己紹介



浦上哲朗 (うらかみてつろう)

平成28年 7月 和歌山県総務部長

平成30年 7月 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室企画官

令和 2年 4月 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長

令和 2年 9月 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室企画官

令和 3年 7月 // 参事官

令和 3年 9月 デジタル庁統括官付参事官

# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）（抄）】

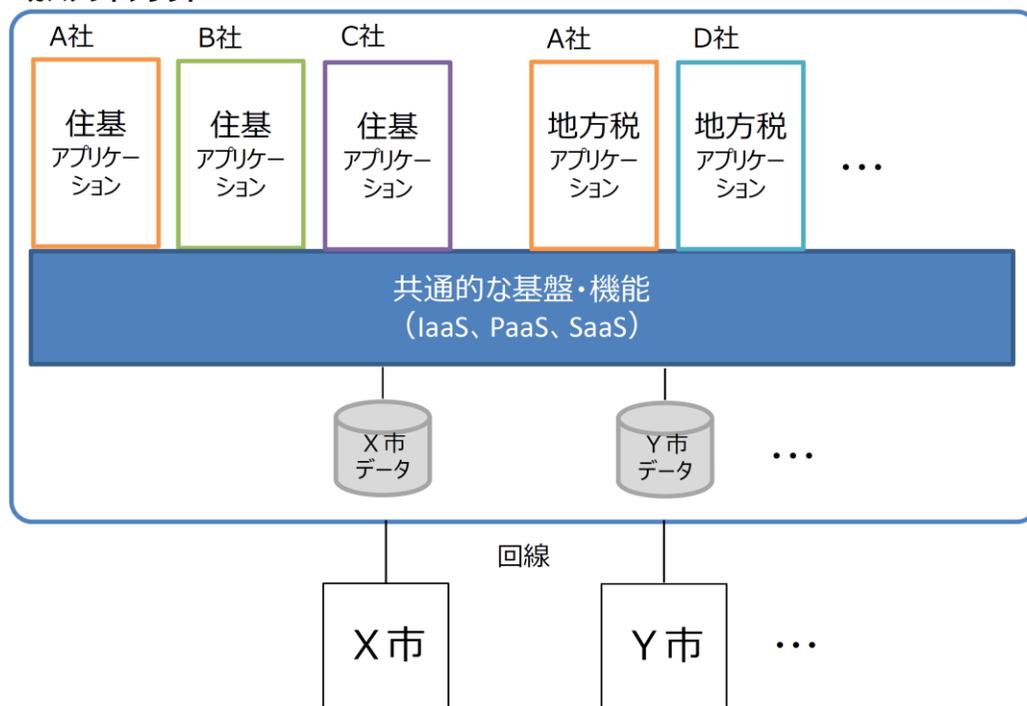
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話をしながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

## 具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

## ガバメントクラウド

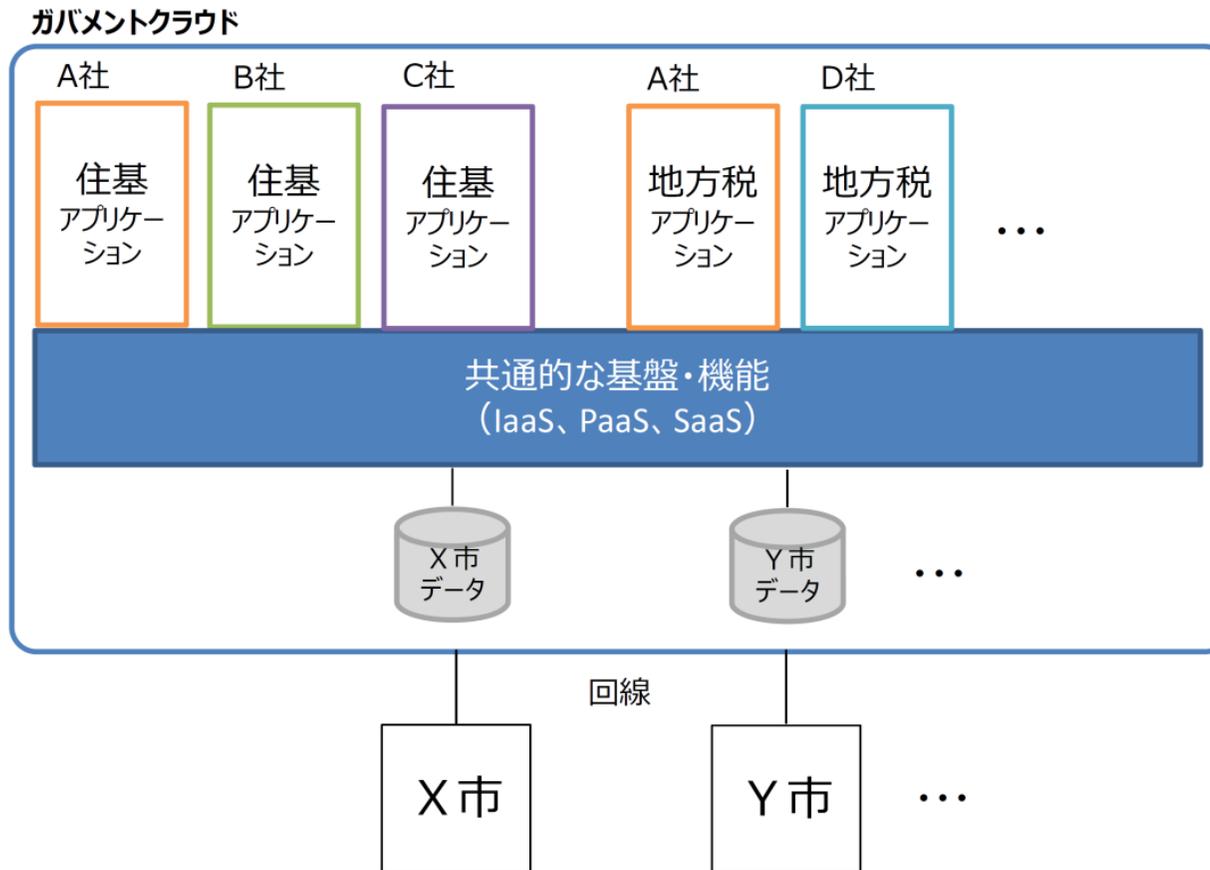


# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【ポイント1】**インフラ**は、ガバメントクラウドで「統一」

【ポイント2】**インフラ**に構築する**アプリ**は、標準仕様書で「標準化」した上で、「ベンダの競争領域」  
(自治体を選ぶ)

【ポイント3】**インフラ**に構築する**アプリ**が利用する**データ**は、分散管理を前提に、「標準化」

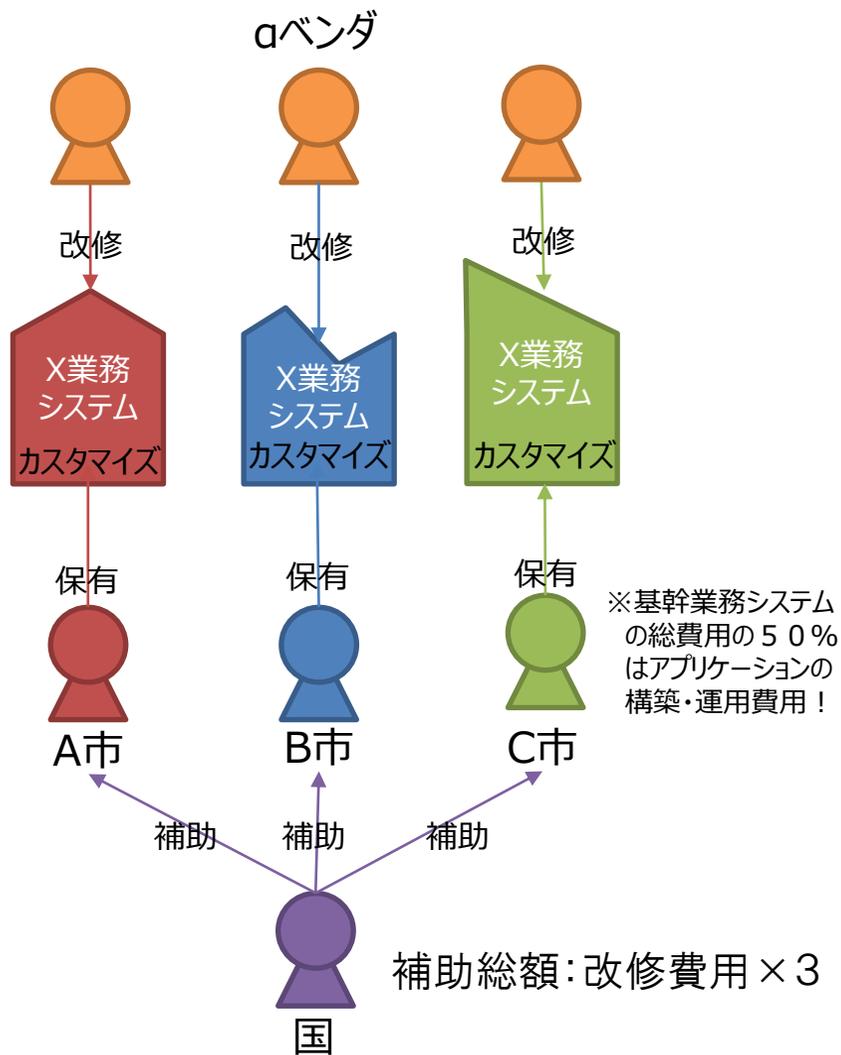


# 課題への対応

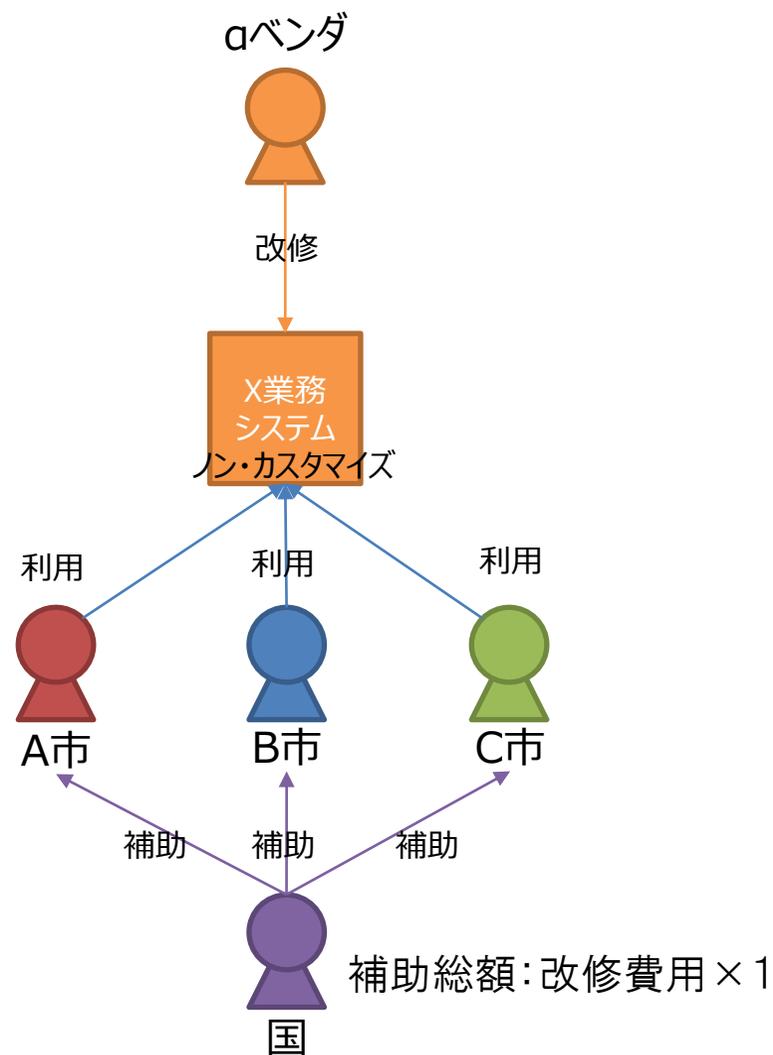
# 地方自治体の基幹業務システムの課題（1）～調達コスト

- カスタマイズが多いため、マルチテナント的に構成できない。 → 調達コストが、自治体職員も、ベンダも、国も高い。
- 標準仕様書の準拠の義務化をして、ノンカスタマイズ → 基幹業務システムを、みんなで共同利用！

## 【As-Is】シングルテナント



## 【To-Be】マルチテナント

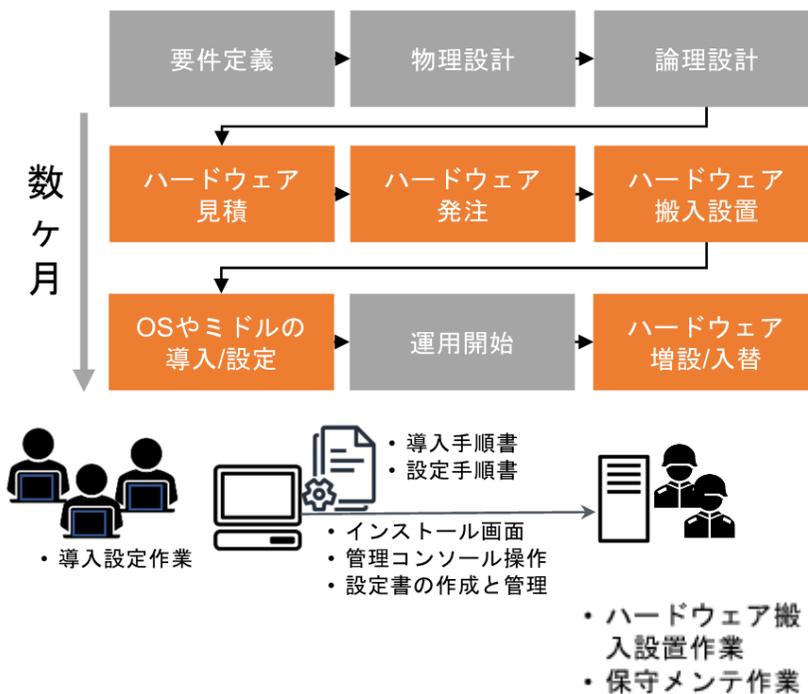


# 地方自治体の基幹業務システムの課題（２）～迅速な構築

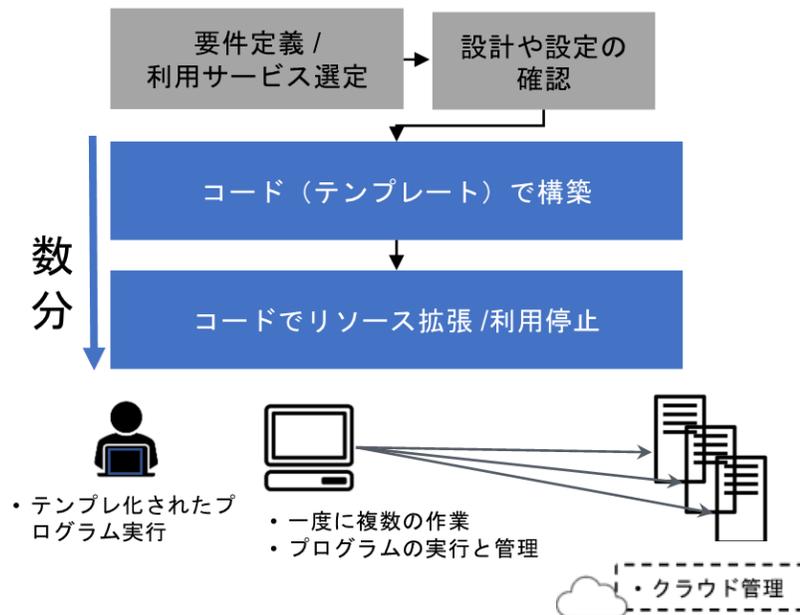
- インフラのコード化（※）がされておらず、ハードウェアの導入や保守メンテに多くの人員が必要
- 迅速なシステム構築や柔軟な拡張ができないことから、急な行政需要に対応できない
- ガバメントクラウドの活用

※Infrastructure as Code (IaC)、インフラ構築作業や構成・変更管理をコード(プログラム)で実行する技術やそれを用いたプロセス

## 【As-Is】物理的な作業



## 【To-Be】コード化 (IaC)

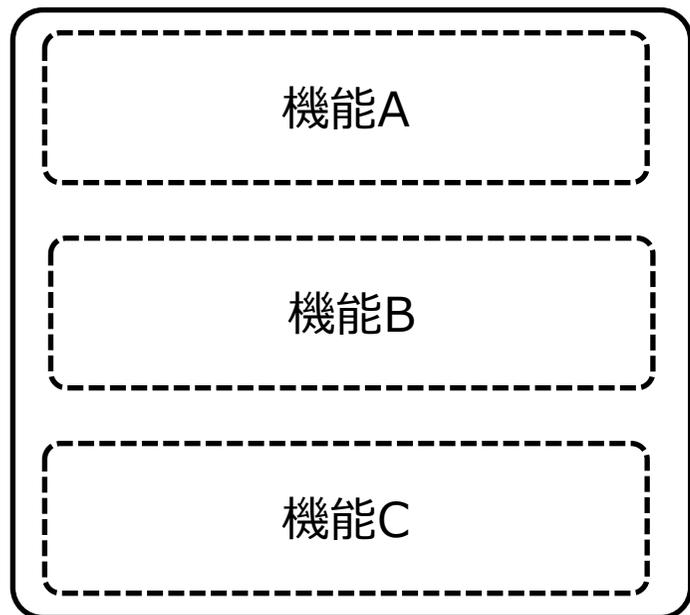


# 地方自治体の基幹業務システムの課題（２）～迅速な構築

- 密結合（モノリシック）であるため、疎結合（マイクロサービス）なクラウドネイティブのアーキテクチャになっていない。
- 自治体クラウドでは、マネージドサービスが少なく、PaaS的な利用が難しく、初年度に構築した技術が陳腐化
- 迅速なシステム構築や柔軟な拡張ができないことから、急な行政需要に対応できない。
- ガバメントクラウドの活用

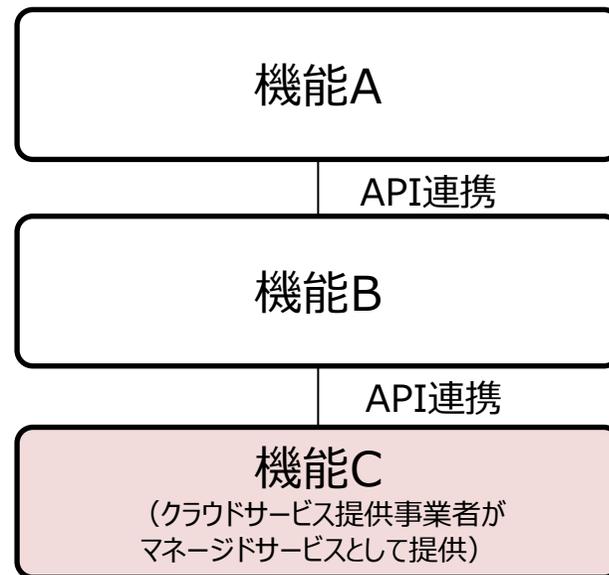
## 【As-Is】モノリシック・アーキテクチャー

1つのアプリに必要な機能が1枚岩のように構築されている。（密結合）



## 【To-Be】マイクロサービス・アーキテクチャー

複数の機能を組み合わせてシステムが構築（疎結合）



<特徴>

- ・改修の際の影響が小さい
- ・レゴブロックのように、必要な機能を積み上げられる。

## 地方自治体の基幹業務システムの課題（3）～横展開

- 現状の地方自治体の基幹業務システムは、他市町村が開発・利用する独自施策を実現するための優れたシステムを、低廉な価格で、円滑かつ迅速に導入することが可能でしょうか？

「あのシステム、うちも入れたい・・・」

(例)

「書かない・書かせない窓口」システム

AIを活用したシステム

BIツールを使ったEBPMのためのシステム

CRM

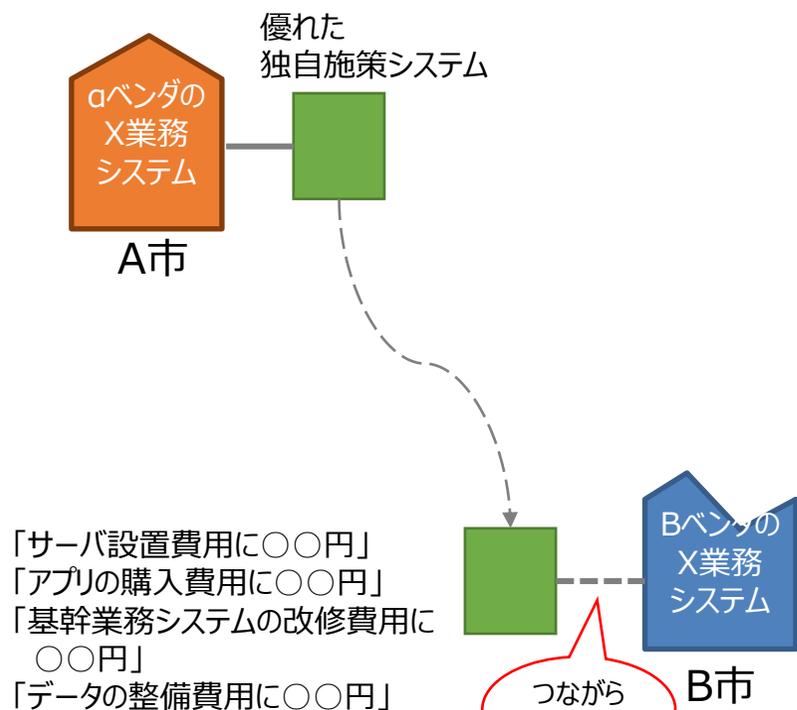
・・・



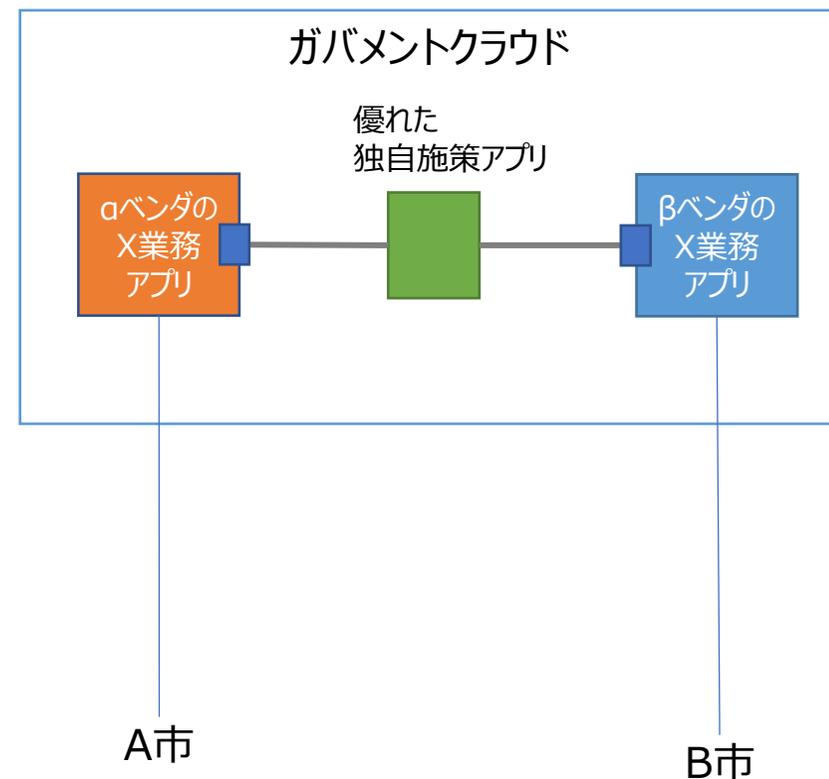
# 地方自治体の基幹業務システムの課題（3）～横展開

- インフラが異なるため、サーバ等の構築やネットワークの設定に時間がかかる。
  - **ガバメントクラウド**上に構築することで、インフラを迅速に構築。
  - データやインターフェースがバラバラのため、つながらず、調整が必要。
  - **データ要件・連携要件の標準に準拠することを義務化** → 円滑な接続
- 全国的な横展開が容易に

## 【As-Is】



## 【To-Be】



# 地方自治体の基幹業務システムの課題（3）～横展開

- 中間標準レイアウト等の標準があるのに、結果的に、標準化されていない。
- データのセットアップ（移行や情報連携）のコストが自治体もベンダも高い。
- データ要件・連携要件の標準の準拠の義務化、ガバメントクラウドにリフト時に適合性確認の徹底

## (1) 同じ対象物について、異なる言葉を使っている

例1：本人の氏名について、（時点は異なるものの、）住民基本台帳は「氏名」、個人住民税は「本人氏名漢字」と異なる言葉を使っている。

住民基本台帳		個人住民税	
データ項目名称	項目説明	データ項目名称	項目説明
氏名	姓と名の間等に全角の空白を一文字入れる。	本人氏名漢字	1月1日時点の本人氏名
フリガナ	姓と名の間等に全角の空白を一文字入れる。	本人氏名カナ	1月1日時点の本人カナ氏名

例2：同じ住所コードであるが、住民基本台帳は1つにまとめ、個人住民税は複数に分解して使っている。

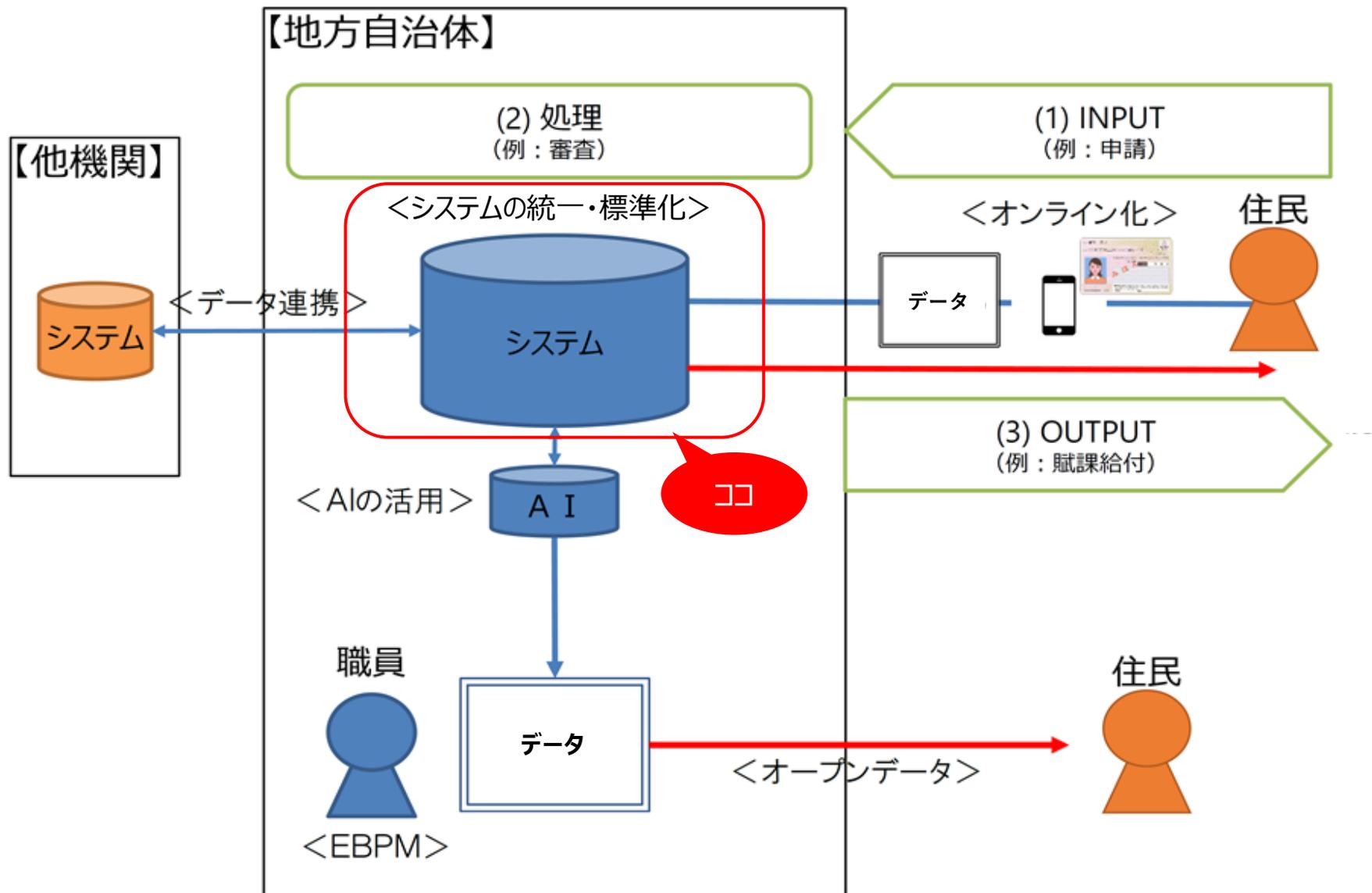
住民基本台帳		個人住民税	
データ項目名称	項目説明	データ項目名称	項目説明
住所コード	全国地方公共団体コード等の利用を想定。住所のコード化が必要な範囲に応じて自治体で個別に設定する。	都道府県市町村コード	1月1日時点の都道府県市町村コード 都道府県コード(2桁) + 市町村コード(3桁)を設定
		大字コード	1月1日時点の大字コードを前ゼロ付4桁で設定 分からない場合は「----」を設定 *市区町村固有
		小字コード	1月1日時点の小字コードを前ゼロ付4桁で設定 分からない場合は「----」を設定 *※市町村固有
		番地コード	1月1日時点の番地コード 番地(5桁) + 号(5桁) + 枝番(10桁)を設定

## (2) 同じ言葉だが、異なる対象物を示している

例：「住所」という同じ言葉を使っているが、住民基本台帳は片書が含まれず、個人住民税は方書が含まれる。

住民基本台帳		個人住民税	
データ項目名称	項目説明	データ項目名称	項目説明
住所	住所を都道府県からセットする。	現住所	1月1日時点の現住所（市町村名 + 字名 + 番地 + 方書）
方書	方書をセットする。		

# 地方自治体の基幹業務システムの課題（3）～横展開



- ➡ ①行政サービスの向上（すぐ使える、簡単、便利）  
②効率化（職員がやるべき業務に資源を集中）

# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化の検討経緯

日付	概要
平成30(2018)年6月	自治体戦略2040戦略構想研究会第2次報告書（総務省）
令和元(2019)年5月	地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI／ロボティックスの活用に関する研究会報告書（総務省）
令和元(2019)年8月	自治体システム等標準化検討会（総務省）検討開始（※住民基本台帳事務）
令和元(2019)年12月	新経済・財政再生計画改革工程表2019（経済財政諮問会議） デジタルガバメント実行計画（閣議決定） ※17業務を標準化の対象とする
令和2(2020)年4月30日	特別定額給付金予算成立
令和2(2020)年6月	第32次地方制度調査会答申
令和2(2020)年9月	マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第3回） ※クラウドベースの共通システムへ移行すること等について提言
令和2(2020)年9月	住民記録システム標準仕様書（第1.0版）公表（総務省）
令和2(2020)年12月	デジタルガバメント実行計画（閣議決定） ※ガバメントクラウドの活用について検討（統一・標準化）
令和3(2021)年5月	デジタル改革関連法案成立 地方公共団体の情報システムの標準化に関する法律 成立
令和3(2021)年6月	デジタル社会の実現に向けた重点計画（閣議決定） ※戸籍、戸籍の附票、印鑑登録を標準化対象として検討
令和3(2021)年12月	デジタル社会の実現に向けた重点計画（閣議決定） ※戸籍、戸籍の附票、印鑑登録を標準化対象に追加

# 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

## 趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

## 概要

### ① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

### ② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

### ③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

### ④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

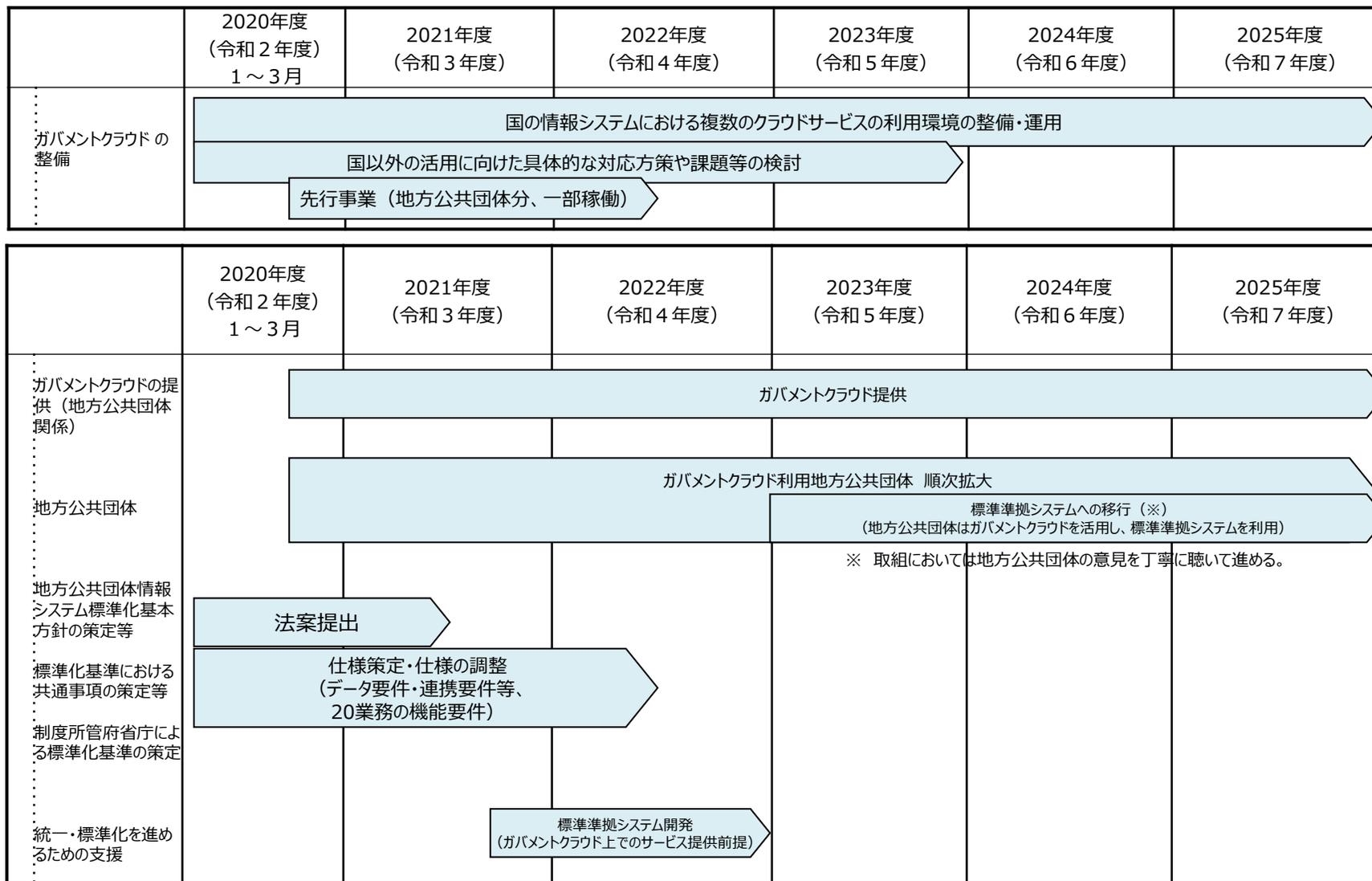
### ⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

### ⑥ 施行期日等

- 令和3年9月1日
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

# 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール



デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）をもとに作成

# デジタル庁の役割（地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化）

- デジタル庁は、国、地方自治体、準公共分野の民間事業者の情報システムの整備・管理方針を策定する観点から、次の事務を行う。

## 1. 標準仕様書を策定する制度所管府省（※）の支援

※総務省、法務省、厚労省、文科省、内閣府

- 関係府省会議の開催等により、標準仕様書を策定する制度所管府省を支援するとともに、デジタル3原則に基づくBPRに伴う見直し等を標準仕様書に反映等を要請

## 2. データ要件・連携要件の標準の策定

- 約4万2千件（※）のデータ項目を整理

※18業務の中間標準レイアウトのデータ項目数

## 3. ガバメントクラウドの活用の推進

- 令和3年度・4年度に「先行事業」を実施し、地方自治体が安心してガバメントクラウドを活用していただけるように、企画立案・推進
- ガバメントクラウドを活用して、よりよいアプリケーションの構築を支援

- 総務省は、地方自治体の連絡調整に関することを担う観点から、個々の自治体の移行を支援

# 標準仕様書

# 地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様について

## 1. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(\*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定

## 2. 機能要件

### 2.1 機能要件(\*2)

\*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。

### 2.2 画面要件(\*3)

\*2: 広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。

### 2.3 帳票要件(\*4)

\*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。

\*4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

### 2.4 データ要件(\*5)

\*5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、中間標準レイアウト仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが管理するデータの項目、属性等について整理する。

### 2.5 連携要件(\*6)

\*6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが他から受け取る又は吐き出すデータの項目、属性等について整理する。

## 3. 非機能要件(\*7)

\*7: 非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

### 3.1 可用性、3.2 性能・拡張性、3.3 運用・保守性

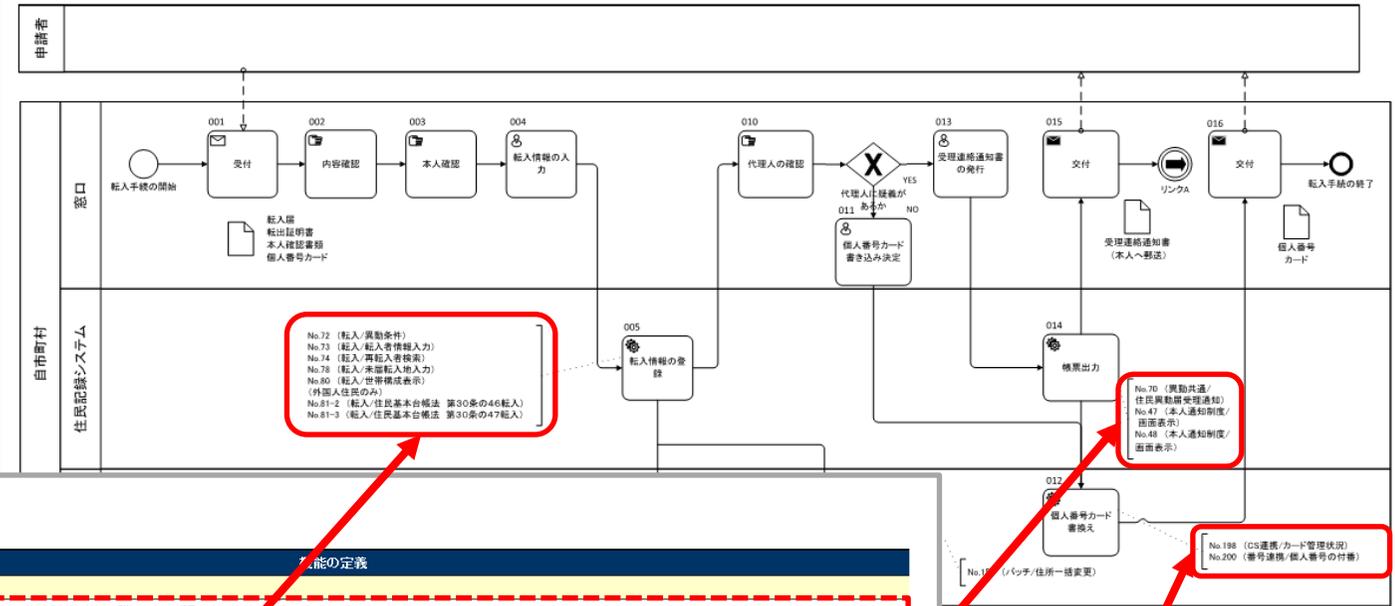
### 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

各制度所管府省検討事項

共通検討事項

# 業務フローと機能要件との関係（例）

## 1. 業務フロー（例）



## 2. 機能要件（例）

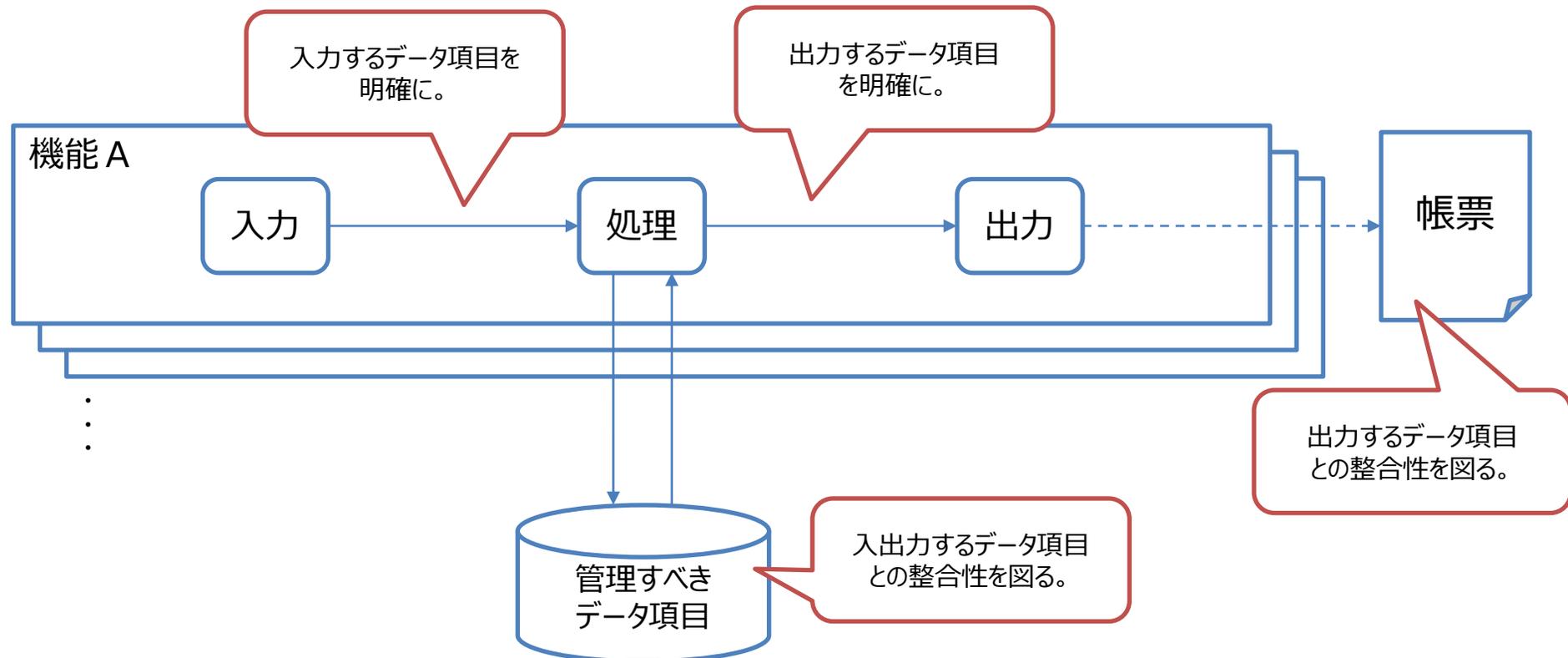
住民記録システム 機能要件一覧（案）

機能名称	機能の定義
<b>1. 転入</b>	
47 1.1 本人通知制度／画面表示	「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。（オプション）
48 1.2 本人通知制度／画面表示	証明書発行履歴をもとに本人あて又は申請者宛の住民票の写し等交付通知書（発行日・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。（オプション） なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者への交付」、「本人通知制度の事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」、「事前登録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」が選択可能であること。（オプション）
70 1.3 住民異動届受理通知	届出人と異動者が異なる場合など、住民異動届受理通知を任意で出力することができること。 出力内容は届出年月日、届出名、届出人氏名、異動者氏名及び受理した日、死亡は異動前住所・異動者本人とすること。異動処理日に限らず、後日でも発行できること。
72 1.4 異動条件	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合、異動先世帯を検索でき、異動先世帯の内容を表示しながら入力ができること。
73 1.5 転入者情報入力	日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。 【入力項目】 ・氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称 ・生年月日 ・性別 ・世帯主・世帯主との続柄 ・本籍・兼住所者 ・住民となった年月日 ・住所・方書 ・住定日 ・届出年月日 ・前住所（国外を含む。） ・個人番号 ・住民票コード ・外国人住民となった年月日 ・国籍等 ・第30条の45の表の規定区分ごとの事項 ・通称の記載と削除に関する事項・事由 ※外国人の生年月日及び第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日は、西暦で記載すること。
74 1.6 再転入者検索	住民票コード又は3情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、再転入者の検索ができること。再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。
78 1.7 未届転入地入力	直近の住所で未届のものがある場合、未届の住所地等の入力ができること。前住所末尾に（未届）を追加すること。
80 1.8 世帯構成表示	転入（世帯構成変更あり）において、世帯員の構成（続柄）が設定できること。
81-2 1.9 住民基本台帳法 第30条の46転入	中长期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者が住所を定めた場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
81-3 1.10 住民基本台帳法 第30条の47転入	住所を有する者が中长期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者となった場合においては、国外転入に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
154 1.11 住所一括変更	一括更新した者について、住基ネットへ、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。 住基カード及び個人番号カードの運用状況についてCS連携できること。また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。 個人番号カード交付申請書をJ-LIS 指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報が出力できること。 個人番号カードの追記のために、異動内容等の情報をカード券面プリンタに以下の出力ができること。 ・住民記録システムの異動情報から、必要な異動(券面)事項をカード券面プリンタに出力できること。 ・券面記載の対象とするカード期、個人番号カード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書とする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、公印の4項目が出力できること。印字可能な残行数を指定するなどにより、印文字サイズや印字行数が調整できること。
200 1.13 番号連携/個人番号の付番	住基ネット回線経由で個人番号の生成要求ができること。また、生成された個人番号の取込ができること。職権による個人番号の変更要求ができること。

# 機能要件の標準とデータ要件・連携要件の標準との関係

○ 機能要件は、「システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか」等を規定するもの。

→ この機能要件を標準化することにより、当該機能要件の標準を実現するためのデータの要件・他システムとの連携の要件を標準化すること（データ要件・連携要件の標準）ができる。



→機能を実現するために必要なデータの要件の標準（データ要件の標準）へ



## — ガバメントクラウドの活用

# ガバメントクラウドに関する要件

- ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する、複数のサービスモデルを組み合わせ、相互に接続する予定であり、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたサービスから次の要件を満たすクラウドサービスを調達する予定。
- これに加えて、ガバメントクラウドのうち地方自治体が活用するクラウド環境については、次の事項をはじめセキュリティ対策を適切に講じる予定。
  - ・地方自治体のシステムについて、データを団体ごとに論理的に分離するとともに、厳格なアクセス制御を行う等、高い機密性を確保する。
  - ・地方自治体の他のシステムとの接続は、専用回線により行う。

## 【主な要件】

- ①不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること。
- ②クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様等が公開され、客観的に評価可能であること。
- ③システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であること。
- ④契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること。
- ⑤データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ⑥一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ⑦その他デジタル庁が求める技術仕様（別途ガバメントクラウドを提供するクラウド事業者の調達において提示）を全て満たすこと。

## （参考）ISMAPクラウドサービスリスト（2021年12月20日現在）

登録番号	クラウドサービスの名称	クラウドサービス事業者の名称	法人番号	クラウドサービス事業者の所在地	登録日	登録の更新期限	備考
C21-0001-2	OpenCanvas(laaS)	株式会社 エヌ・ティ・ティ・デー	9.0106E+12	東京都中央区豊洲3丁目3番3号	2021/3/12	2022/11/30	2021/12/20 登録の更新期限、監査対象期間、告知の対象範囲、情報等を変更
C21-0002-2	FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud	富士通株式会社	1.02E+12	神奈川県横浜市中原区上小田中四丁目1番1号	2021/3/12	2022/2/28	
C21-0003-2	Apigee Edge	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/3/12	2022/4/9	
C21-0004-2	Google Cloud Platform	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/3/12	2022/4/9	2022/4/9 2021/9/13 言明対象範囲（サービス）を変更
C21-0005-2	Google Workspace	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/3/12	2022/4/9	
C21-0006-2	Salesforce Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4.0104E+12	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/3/12	2022/4/14	
C21-0007-2	Heroku Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4.0104E+12	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/3/12	2022/4/14	2021/6/22 言明対象範囲（リージョン及びサービス）を変更
C21-0008-2	Amazon Web Services	Amazon Web Services, Inc.	410 Terry Avenue North	Seattle, WA 98109-5210	2021/3/12	2022/4/1	2021/6/22 言明対象範囲（リージョン及びエンジョケーション）を変更
C21-0009-2	NEC Cloud IaaS	日本電気株式会社	7.0104E+12	東京都港区芝5丁目7番1号	2021/3/12	2022/4/1	
C21-0010-2	KDDIクラウドプラットフォームサービス	KDDI株式会社	9.0111E+12	東京都新宿区西新宿2-3-2	2021/3/12	2022/4/18	
C21-0011-2	Oracle Cloud Infrastructure	Oracle Corporation	2300 Oracle Way,	Austin, TX 78741, United States	2021/6/22	2022/4/30	
C21-0012-2	Microsoft Azure, Dynamics 365, and Other Online Services	日本マイクロソフト株式会社	2.0104E+12	東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー	2021/6/22	2022/6/30	
C21-0013-2	Microsoft Office 365	日本マイクロソフト株式会社	2.0104E+12	東京都港区港南2-16-3 品川グランドセントラルタワー	2021/6/22	2022/6/30	
C21-0014-2	エンタープライズクラウドサービス/エンタープライズクラウドサービス G 2 / フェデレーテッドポータルサービス	株式会社日立製作所	7.01E+12	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2021/6/22	2022/6/30	
C21-0015-2	Cisco Webex	Cisco Systems, Inc.	170 West Tasman Drive,	San Jose, California, 95134, U.S.A.	2021/7/30	2022/5/31	
C21-0016-2	クラウドサービス運用基盤 cybozu.com 並びに cybozu.com 上で提供する Garoon及びkintone	サイボウズ株式会社	5.01E+12	東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー27 階	2021/9/13	2022/8/15	
C21-0017-2	Box	Box, Inc.	900 Jefferson Ave	Redwood City, CA 94063 USA	2021/9/13	2022/10/24	
C21-0018-2	Smart Data Platform サービス	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	7.01E+12	東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイスウエストタワー	2021/9/13	2022/8/15	
C21-0019-2	Oracle Cloud Infrastructure Platform as a Service	Oracle Corporation	2300 Oracle Way,	Austin, TX 78741, United States	2021/9/13	2022/6/28	
C21-0020-2	Oracle Exadata Cloud@Customer	Oracle Corporation	2300 Oracle Way,	Austin, TX 78741, United States	2021/9/13	2022/6/28	
C21-0021-2	ニクラFJcloud-V	富士通クラウドテクノロジーズ株式会社	7.0111E+12	神奈川県横浜市幸区大宮町1番地5 JR川崎タワー	2021/12/20	2022/11/12	
C21-0022-2	SAP SuccessFactors	SAP SE	Dietmar-Hopp-Allee 16	69190 Walldorf, Germany	2021/12/20	2022/6/30	
C21-0023-2	SAP Business Technology Platform	SAP SE	Dietmar-Hopp-Allee 16	69190 Walldorf, Germany	2021/12/20	2022/7/31	
C21-0024-2	SAP Business Technology Platform (NEO版)	SAP SE	Dietmar-Hopp-Allee 16	69190 Walldorf, Germany	2021/12/20	2022/7/31	
C21-0025-2	Cyberreason EDR / MDR サービス	サイバーリゾーン・ジャパン株式会社	7.0104E+12	東京都中央区京橋1-1-8 1-8 重宝堂町ビル5F	2021/12/20	2022/8/15	
C21-0026-2	IJ GIO インフラストラクチャーP2	株式会社インターネットイニシアティブ	6.01E+12	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	2021/12/20	2022/7/31	
C21-0027-2	DigitalArts@Cloud	デジタルアーツ株式会社	3.01E+12	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア クエストタワー14F	2021/12/20	2022/8/26	
C21-0028-2	AppSheet	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/12/20	2022/9/26	
C21-0029-2	Bare Metal Solution	Google LLC	3.70015E+12	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/12/20	2022/11/16	
C21-0030-2	さくらのクラウド	さくらインターネット株式会社	3.12E+12	大阪府北区梅田一丁目12番12号	2021/12/20	2022/12/31	
C21-0031-2	Slack	Slack Technologies LLC	500 Howard St,	San Francisco, CA 94105 アメリカ合衆国	2021/12/20	2022/9/5	
C21-0032-2	Graffer Platform™	株式会社グラファター	9.0104E+12	東京都港区千駄谷1-2-3 INビル1階2号	2021/12/20	2022/8/12	
C21-0033-2	カオナビ	株式会社カオナビ	6.0112E+12	東京都港区虎ノ門1-3-1 東京虎ノ門グローバルスクエア 15F・16F	2021/12/20	2022/10/31	
C21-0034-2	クラウドサイン	弁護士ドットコム株式会社	7.0104E+12	東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル6階	2021/12/20	2022/8/31	

# ガバメントクラウド先行事業（地方自治体の基幹業務システム）について

○ 市町村が、ガバメントクラウドに構築する基幹業務システムを、安心して利用できるようにするため、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業を令和3年度及び令和4年度にかけて実施。

## 1. 対象市町村

- ・検証に協力していただける市町村

## 2. 対象とする業務システム

- ・基幹業務等のシステム

## 3. 先行事業の内容

- ・ ガバメントクラウドのテスト環境に、市町村が現に利用する基幹業務等システム又は市町村が導入を希望する基幹業務等システムのアプリケーションをリフトし、市町村が安心してガバメントクラウドを利用できることを検証。
- ・ 具体的には、次の3点
  - (a)標準非機能要件の検証
  - (b)標準準拠システムの移行方法の検証
  - (c)投資対効果の検証
- ・ 検証後に、データをリフトし、本番環境に移行する。
- ・ 検証作業中は、市町村のサービス提供に影響を与えないように、既存システムを並行稼働させる。

## 4. これまでの経緯等

- 令和3年6月4日（金） 先行事業公募開始
- 8月10日（火） 先行事業計画提出締切（52件）
- 10月26日（火） 採択団体決定（8件） & クラウド事業者決定
- 11月中旬～ 検証事業開始

# ガバメントクラウド先行事業（地方自治体の基幹業務システム） 採択団体一覧

応募のあった52件の中から、8件について下記の点について評価し、採択をしました。

#	団体名(団体規模順)	団体規模	システム構成	評価した点
1	神戸市	20万人以上 (指定都市)	マルチベンダー	政令指定都市、かつ、影響度の高い住基および共通基盤がリフト対象。他の大規模団体へのモデルとなりうる。
2	倉敷市（高松市、松山市と共同提案）	20万人以上	マルチベンダー	3団体が同じアプリ製品を使用してリフト。共同検証実施により、構築・移行方法とアプリ種類が同一下においての検証結果を得ること（構築・移行方法やアプリ以外に、影響を与える要因を調査）が可能と考えられる。
3	盛岡市	20万人以上	オールインワンパッケージ	費用対効果の検証について、現状における比較、5年後での比較、KPIを定めて検証を実施。ハウジング、自庁サーバで運用しており、クラウド利用の実績がない団体のモデルケースとしても有用と考えられる。
4	佐倉市	5万人以上 20万人未満	マルチベンダー	主要17業務をすべて含む合計27システムをリフトに加え、マネージド型のPaaSサービス及びクラウドが提供するテンプレート機能を積極利用し構築・移行。
5	宇和島市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	低コストで、主要17業務をすべて含む合計55システムをリフトしての検証が可能。
6	須坂市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	ガバメントクラウド接続に県域WANを共同利用する接続検証を実施。既存のインフラを活用した移行のモデルとなりうる。
7	美里町（川島町と共同提案）	5万人未満	オールインワンパッケージ	クラウド移行について、複数の方式を検討・試行し、費用、移行時間、品質、セキュリティ、作業負担等の観点から比較を行うことで、他団体が移行方法を検討する際のモデルとなりうる。
8	笠置町	5万人未満	マルチベンダー	フレッツ光対象外の地域ならではの、安価に接続できることのできる回線のあり方を検証。同様の事情を抱える団体のモデルケースとして有用と考えられる。

※採択団体の応募資料は、デジタル庁Webサイトに掲載します。

# ガバメントクラウド対象クラウド サービス一覧

## クラウドサービス名

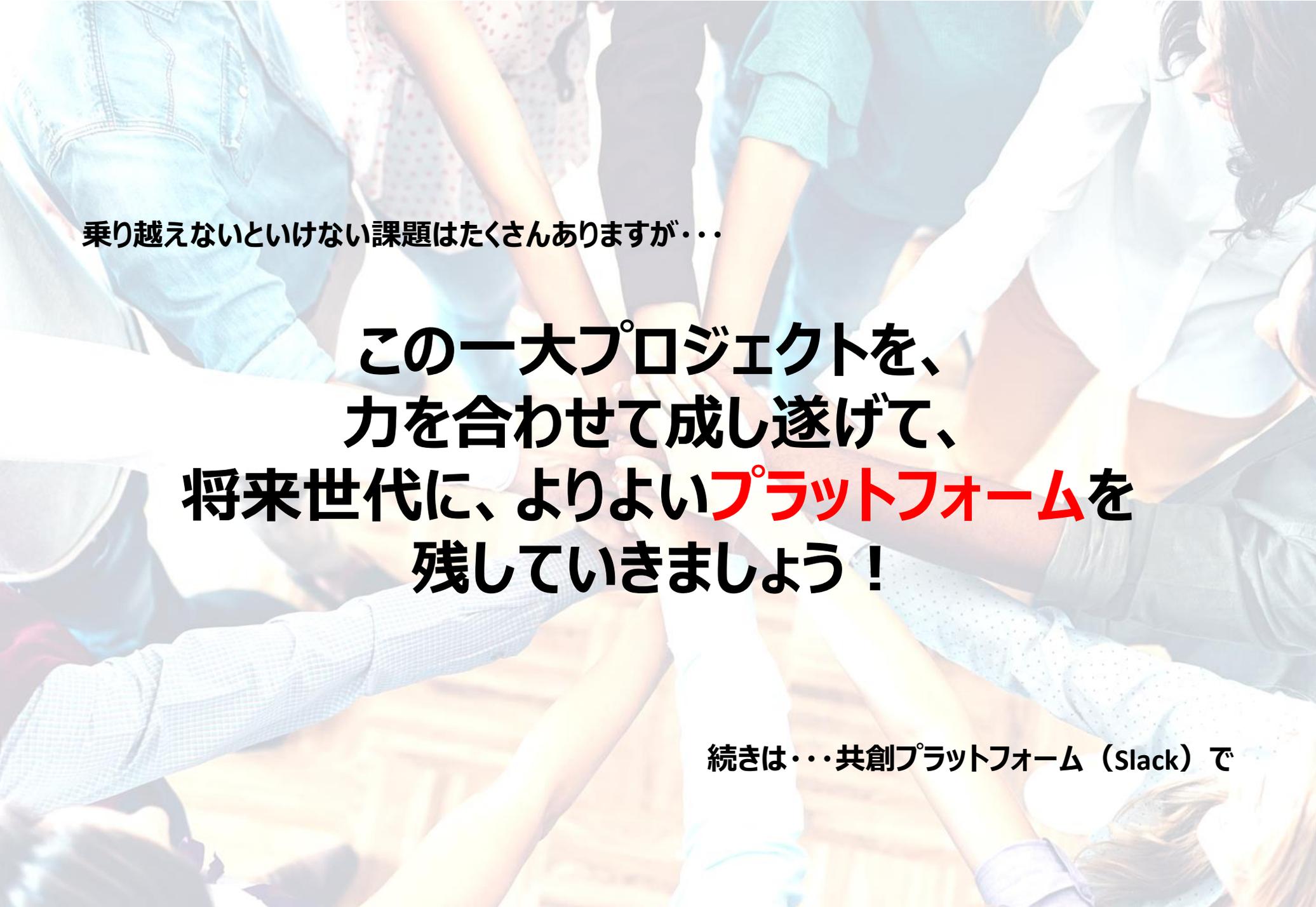
Amazon Web Services

Google Cloud Platform

### 【抜粋】

デジタル庁におけるガバメント・クラウド整備のためのクラウドサービスの提供

－ 令和3年度地方公共団体による先行事業及びデジタル庁WEBサイト構築業務 －  
の公募結果について（令和3年10月26日）



乗り越えないといけない課題はたくさんありますが・・・

**この一大プロジェクトを、  
力を合わせて成し遂げて、  
将来世代に、よりよいプラットフォームを  
残していきましょう！**

続きは・・・共創プラットフォーム（Slack）で